

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレートガバナンスを経営上の重要課題の一つとして位置づけしており、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制の確立と経営の透明性の確保、公平性に向けたチェック機能の充実に取組んでまいります。

当社の取締役会は取締役は8名で構成されており、うち1名は社外取締役を選任しております。取締役会は、毎月定例的に開催され、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、子会社の業務執行についても監督しており、必要に応じて弁護士や経営コンサルタント等の外部から指導、助言を受けながら会社運営と業務の執行にあたっております。

取締役会とは別途に社長、副社長、専務3名による社長会を構成し、社長会を随時に開催することで、取締役会を補完しております。

また、当社及びグループの全ての役員・従業員の誠実かつ適切な行動を通して、社会全体から成長、発展を望まれる企業となる為、共通の価値観、倫理観に基づく普段の行動の拠り所として「行動規範」を定めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2 召集通知の早期発送】

当社は、適切な監査日程の確保を考慮しスケジュールを策定しておりますが、召集通知の記載内容の正確性を保ちながら早期発送出来るよう検討いたします。

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用・召集通知の英訳】

当社の株主構成における海外投資家の比率は3.5%と低く、業務効率の観点からも、議決権の電子行使や召集通知の英訳には現時点では対応の予定はありません。

【補充原則1-2-5 実質株主の議決権行使検討】

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上記載のある者が有しているとしており、実質株主の総会への出席及び議決権の行使、質問を認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、必要に応じて信託銀行等と協議してまいります。

【補充原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出型年金及び厚生年金制度を導入しておらず、該当致しません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、当社ホームページにて「ビジネス・コンセプト」として記載しております。経営の基本方針、中長期的な経営戦略については決算短信、株主総会招集通知に記載しております。

また当社では、持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する為、3か年の中期経営計画を毎年策定しております。現在のところ特に開示はしていませんが、進捗と分析、実現性、問題点の抽出は取締役会において報告されており、その結果に基づき次期の見通しや中長期的な経営戦略を策定し開示しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行なうに当たっての方針と手続き

取締役・監査役の選解任についての方針は明確に定めてはおりませんが、取締役候補の選任にあたっては、業務経験、業績への貢献度のみならず人格や見識の広さ等を勘案し、取締役会の決議により決定しております。監査役候補者の指名にあたっては、取締役の職務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献できる能力や人格、見識等を勘案し決定しております。

社外取締役、社外監査役については上記の条件に加えて、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に基づき選任しております。

経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、解任することとしております。

また、取締役・監査役の解任に当たっては、上記の解任理由に加えて、当社の定める取締役・監査役の責務等が執行不可能と取締役会が判断した場合に、株主総会に上程しその決議をもって解任します。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行なう際の説明

社外取締役、社外監査役のみならず取締役・監査役候補者全員の選解任・指名理由の開示を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社の株主構成における海外投資家の比率が3.5%と低く、現時点では英語での情報の開示・提供を行なう予定はありません。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者の後継者計画】

複数の経営幹部候補者については、日常の業務執行にあたらせると共に重要な会議への出席や経営計画の策定への関与の機会を設けてその育成に努めております。後継者計画、後継者育成と選定のプロセスについては引き続き取締役会で議論を重ねてまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬・自社株報酬の設定】

取締役の報酬については、定められた基準報酬額に則り株主総会で承認された額の範囲で、会社の業績や経営内容、各人の職責、業績への貢献度等を勘案し社長会が検討し、取締役会に諮り決定しております。当社では既にストックオプション、役員持株会といったインセンティブの働く制度を採っておりますが、今後も中長期的な業績と連動した報酬制度や自社株報酬の採用については、必要に応じ検討してまいります。

【補充原則4-3-2 代表取締役の選任・解任手続き】

当社は現時点において代表取締役の解任につき形式的な手続きを明示しておりませんが、今後は取締役会での議論を深めてまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

平成29年6月に社外取締役1名を選任しており、現時点においては1名体制で実効性を確保できると判断しております。ただし、将来的に当社の事業規模の拡大等の環境の変化により独立社外取締役の業務の実効性が損なわれると判断される場合、速やかに増員を検討いたします。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在のところ、独立社外取締役は1名であり、独立社外者のみを構成員とする会合は開催しておりません。独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るための体制については今後検討致します。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在のところ、独立社外取締役は1名であり、筆頭独立取締役はおりません。将来的に複数の独立社外取締役が選任された時点で検討致します。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社として独自に社外取締役を選任する基準は制定されていませんが、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準を充たし、豊富な経験と広い見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じることのない事を条件に独立社外取締役を選任しております。今後、独自の基準を設ける必要があると判断される場合は策定いたします。

【補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の関与・助言】

当社は任意の指名委員会、報酬委員会など独立した諮問委員会は設置しておりませんが、取締役候補者の指名や取締役の報酬決定の過程においては、社外取締役の適切な関与と助言を得よう、心掛けております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保の為の前提条件】

当社の取締役会、監査役会は企業経営者、担当事業分野、業務に精通した者、税理士で構成されておりますが、今後、ジェンダーや国際性の面を含む多様性については、当社の会社規模等の適正をみて判断してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価と開示】

現時点において定期的な分析・評価は行っておりません。実効性についての分析と評価及びその開示につきましては、その手法を含め今後検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

現時点において、上場会社株式の政策保有はありません。今後も中長期的な観点に立ち、経営戦略上の重要性、今後の営業展開、事業上のシナジー等を総合的に判断し、合理性が認められた場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。政策保有の必要性や保有した際の議決権行使基準の策定、開示については、取締役会で審議、決議致します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

毎年度定期的に、子会社を含む全役員の特別利害関係人一覧の提出を求めるとともに、関連当事者取引に関する確認書の提出を求めています。

取締役との取引又は主要株主等との重要性の高い取引を行なう場合は、取締役会の決議事項もしくは報告事項とし、取締役会は当該取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、監視及び監督を行なっています。

取締役会の決議においては関連当事者取引に係る役員を客足数から除外しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本コーポレートガバナンス報告書の1-1及び有価証券報告書に記載しております。

また、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由についても、本報告書の2-3に記載しております。

(3) 取締役・監査役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

本コーポレートガバナンス報告書の2-1に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委託範囲】

当社は、法令に準拠した「取締役会規程」に基づき、経営の意思決定、業務執行の監督責任を取締役会が担っており、取締役会が経営における重要事項について決議しております。また、取締役会決議以外の事項については、「組織規程」「業務分掌規定」「職務権限規程」「稟議規程」に基づいて各取締役の権限を定め、意思決定を委ねております。

【補充原則4-11-1 取締役の多様性・規模に関する考え方】

当社は定款により取締役の員数を15名以内と定めております。現在の取締役は業務執行役員を兼務し、各事業に精通しそれぞれ異なった専門知識と経験を有した7名と、広い分野にわたる高い見識を持つ社外取締役1名の計8名を選任し取締役会を構成しております。現在の人員規模が効率的且つ効果的な討議と迅速な意思決定が出来る規模であると判断しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼務状況】

当社の取締役・監査役は、現在のところ他の上場会社やその子会社等の役員を兼務しておらず、その役割・責務を適切に果たす為に必要な時間は確保されております。

また、兼務の状況については株主総会召集通知に記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニング】

当社は、取締役が求められる役割と責務を果たすに必要な知識を習得する為に、外部機関の研修やセミナー受講の機会を提供しております。

また、社外取締役・社外監査役に対しては選任に際して、各事業における業界動向と当社の置かれた環境、事業概要、財務状況、経営戦略等について個別に説明を行なうと共にその後も、同様の説明や現場視察の機会を随時設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、常に透明性、正確性、一貫性のある情報を適時、適切に株主、投資家に提供することを基本姿勢として、建設的な対話の実現を心が

けています。

株主、投資家との窓口は経営企画室が統括し、対話内容の一元制を確保すると共に、内容に応じて管理部総務課と連携して対応いたします。その他、基本的な質問事項については管理部部門の全員が対応できるように部内での情報共有を行っています。

より建設的、合理的な対応を行う為、面談の内容はすべて記録することとし、取締役や現業部門の責任者等への面談要請があった場合は、当該役員に報告するとともに可能な限りにおいて面談等を実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社デジユニット	50,443,500	25.82
株式会社第一興商	15,079,500	7.72
岡村 邦彦	4,015,543	2.06
仲川 進	4,015,543	2.06
音通取引先持株会	2,714,200	1.39
小林 護	2,609,500	1.34
BNYM SA / NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	2,339,300	1.20
株式会社エム・ティー・エー	2,212,000	1.13
宝天大同	2,035,300	1.04
杉山 卓	1,956,200	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は子会社が経営する各事業部門においてM & Aを積極的に展開しておりますが、その結果によっては、取締役及び従業員の増加や子会社の設立等による関連子会社の増加の可能性があります。

当社は現在、4社の子会社を有しておりますが、子会社の営業の独立性を確保しつつも、経理、総務、人事等の管理部部門の業務を当社が一括して行うことにより、処理の一元性の確保、ガバナンスの向上を図っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小椋 榮和	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小椋 榮和	○	あさひ合同税理士法人代表社員	自らが税理士事務所を経営し、幅広い分野にわたる高い見識を有しており、客観的かつ適切な判断により、当社の企業統治の有効性に大きく寄与して頂けると判断し選任致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である太陽有限責任監査法人と監査役との間で、期首には年度の監査計画説明会を、半期ごとに監査報告会を実施しており、常勤監査役は当社の管理部内に常勤しており、必要に応じて会計監査人と情報交換、意見交換を行う事で連携は確保されております。

当社は独立した内部監査部門を設置しておりませんが、経営企画室を主管部門として内部監査を立案し実施しており、監査役は監査の実施状況、監査結果等について内部監査実施者からの報告を受け、情報交換、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石丸 哲朗	他の会社の出身者													
大関 紘宇	他の会社の出身者													
濱田 達夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石丸 哲朗	○	有限会社アップル代表取締役(現)	他社の会社員として勤務されていた実績と自ら事業を経営されている経験があり、当社監査役就任以前から、当社を外部から見ておられることから、就任を依頼しております。
大関 紘宇	○	無職	現在は無職であるが、他社の会社員として勤務されていた実績と自ら事業を経営されていた経験があり、当社監査役就任以前から、当社を外部から見ておられたことから、就任を依頼しております。
濱田 達夫	○	無職	他法人での長年の経験に加え、取締役、代表取締役、相談役を歴任した実績から、その豊富なビジネス経験を通じて培った幅広い見識を生かし、当社の経営全般に適切な助言を得る事が出来ると判断し、就任を依頼しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は当社及び子会社の取締役に対し、業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権方式によるストックオプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役、監査役の他、当社及び子会社の従業員に対し、業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。付与対象者は勤続1年以上の全従業員を対象とするほか、M & Aの実施に際して、転籍してきた社員についても、過去の勤続年数を考慮して付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期における、取締役、監査役に支払った報酬は、183,765千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 決定方針

取締役の報酬等は、月額報酬と業績に連動したインセンティブにより構成し、適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを目的としています。

報酬水準については、同業他社や経済・社会情勢等を踏まえた上での適正性を重視し、役員就業規則に規定し、規程の範囲内で社長会(社長、副社長、専務の3役で構成)で検討し取締役会において十分な説明を行い、承認を経て決定します。

また、報酬等の決定プロセスの「透明性・公平性」を確保するために、取締役会の承認に際しては、社外取締役に役員報酬制度や個人別の報酬内容等について検討した結果の意見等を求めたうえで審議、承認を行います。

2. 方針内容

取締役の報酬等は、「月額報酬」、「ストック・オプション報酬」、「譲渡制限付株式報酬」で構成されています。なお、報酬の具体的決定につきましては、以下のとおり社内規定に基づいて金額が算出され、社外取締役が出席する取締役会で決定します。

イ. 月額報酬

役割と責任に基づいて、役員就業規則において取締役の職位、経験等に基づいて月額報酬ランクごとの基本月額を定めています。

ロ. スtock・オプション報酬及び譲渡制限付株式報酬

中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして、株式報酬型ストック・オプション及び譲渡制限付株式報酬を導入しています。取締役に對して、職位別に付与株式数を付与しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対しては選任に際して、各事業における業界動向と当社の置かれた環境、事業概要、財務状況、経営戦略等について個別に説明を行なうと共にその後も、同様の説明や現場視察の機会を随時設けております。

毎月の監査役会において、社外監査役は常勤監査役から監査業務遂行に必要な情報についての報告を受けるとともに、社外監査役の要求があれば、管理部門は必要な会社情報を提供しております。

定例の取締役会には社外監査役を含む全監査役が出席し、取締役会資料を閲覧すると共に、情報交換、意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役の業務執行状況

取締役会は社外取締役1名を含む8名で構成され、社外取締役は独立役員に選任されております。

取締役会は毎月定期的開催される他、必要に応じて随時開催し、業務の執行状況に関する監督を行っております。また取締役は各担当部門の責任者、子会社取締役が出席する会議に出席し、現場の状況把握、意思の統一、決裁の迅速化を図っております。

取締役のうち、社長、副社長、専務の3名は社長会を構成し、会社の経営方針や施策の企画立案を行い、経営戦略等の重要事項を審議し取締役会に上程しております。

2. 監査役の業務執行状況

監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成され、社外監査役の3名は独立役員に選任されております。

監査役会は毎月定例に開催され取締役にも出席し、情報交換、意見交換を行いながら取締役の職務執行の監視を行っております。

3. 子会社の管理

子会社には当社の取締役を1名以上出向させるとともに、経理、総務、人事等の管理部門の業務を当社が行い、処理の一元性を確保しております。

4. 内部監査体制

経営企画室が主管部門となり、管理部や監査役と連携し内部監査を実施し、監査結果は社長及び取締役会に報告されています。

5. 会計監査の状況

当社の会計監査については、会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を太陽有限責任監査法人と締結しており、必要に応じて適宜監査が実施されております。なお、当該監査法人及びその業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、効率化と合理化を徹底し、より強固な体力と収益力の高い企業となることを目標に、スリムな組織の構築に努めております。

取締役会において意思決定と業務執行を行うと共に、社外監査役3名を含めた監査役会、内部監査担当、会計監査人の連携による適正な監視体制をとることで、経営に対する監視機能の客観性、中立性を確保出来ると判断しております。また、社外取締役の選任により、経営者から独立した立場で、幅広い見識に基づいた適切な助言を得ることで、さらに客観性、中立性の確保を強化しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会を開催するにあたっては、会場を新大阪駅周辺に選定して株主様の利便性に配慮しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の開示情報、有価証券報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を担当部署とすると共に、管理部経理課、総務課にも各1名担当を配置し、より専門的な部門を補完しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	各ステークホルダーとの関係において、取締役を含む全従業員が、社会的、道義的責任を果たすこと、法令等を遵守するために、共通の価値観・倫理観を示した「行動規範」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動につきましては、改正省エネ法に基づき各店舗を中心に省エネ化に取り組んでおります。 CSR活動につきましては、行動規範にCSRの精神を掲げ、CSR基本規程、コンプライアンス規程を制定し全役職員に対する啓蒙を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

取締役会において決議した内部統制システムの構築の基本方針は以下の通りです。

また、効率的で適法な体制とするために適時見直しを行うこととしています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、行動規範を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部を設置し、役職員に対して、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成、配布を実施し、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を高める。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて、保存及び管理の責任部署を定め、重要な意思決定及び報告について、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、社長を議長として取締役会において行い、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者の体制を整える。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部のアドバイスを受けながら、迅速に対応出来る体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する取締役会において業務執行に係わる重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

業績管理については、年度毎に予算・事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理、進捗管理を実施する

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督・監査を実施する。

子会社の事業運営については、当社の担当取締役が監督し、グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を実施する。その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程を整備し、取締役会がその任にあたる。

子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業に関する定期的な報告と重要事項についての事前協議を実施する。

子会社は、それぞれに関するリスクの管理を実施し、当社の担当取締役及び子会社の取締役は、定期的に管理の状況を取締役に報告する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要となる使用人を配置するものとし、具体的な組織、人数、その他の事項について、監査役会と十分な協議の上決定する。

(7) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から指揮命令は受けない。

また、当該使用人の任命、異動については監査役の同意を必要とし、取締役その他監査役以外の者からの独立性を確保する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係書類を閲覧する。

取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

また、取締役は、監査役会と協議の上、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努め、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携、意思疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 行動規範を定め全役職員に周知徹底させております。

(2) 法律違反や社内不正の防止、早期発見及び是正と通報者保護を目的として企業倫理ヘルプライン規程を制定しております。

(3) 業績管理は経営企画室を主管部署として、年度毎に予算・事業計画を策定し、その達成に向けて月次で予算管理、進捗管理を実施しております。

(4) 子会社の取締役または監査役に当社の取締役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監督を実施するとともに、経理、総務、人事等の管理部門の業務を一括して当社管理部が行うことにより一元性を確保しコンプライアンス体制の向上を図っております。

(5) 社外監査役を含む全監査役が毎月定例の取締役会に出席しております。

監査役会は毎月開催され、常勤監査役は月次で会社の状況等について報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、行動規範において反社会的勢力を排除することが企業の社会的責任であることを明確にし、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては断固として排除することを宣言しております。

具体的な対応部署を管理部総務課とし、行動規範、CSR基本規程、コンプライアンス規程、危機管理マニュアルを整備し、警察等の関係官庁や弁護士等との外部専門機関と連携し、従業員に対して指導、助言を行うことにより、全社が一丸となって反社会的勢力排除に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は以下のとおりです。

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、法令及び当社が上場する証券取引所が定める規則に則り会社情報の開示を適切に行う事を、経営の重要課題であると認識しております。

適時開示におきましては、T Dnetへの開示と同時に、当社ホームページのトップページに情報を表示し、必要に応じて報道機関を通じて発表する事としています。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 決定事実及び発生事実

当社及び子会社の決定事実及び発生事実の情報は、部門を掌握する取締役及び部門長より経営企画室に集められ、管理本部長の決済を受けて、経営企画室が開示します。

(2) 決算情報、業績予想及び配当予想の修正等

当社は、当社及び子会社の経営情報について当社で一元的に管理しております。

決算情報、業績予想、配当予想に関する情報は、経営企画室に集約され、取締役会の承認を経て、経営企画室が開示します。

